



第39号

令和3年7月21日

かしま 議会だより



田植後の補植作業 (撮影者：増岡委員)

目次 Contents

会長就任 (全国町村会・上益城郡町村議会議長会) ……	2
6月定例会 ……	2～3

町政のここが聞きたい一般質問 (5名) ……	4～7
一部事務組合議会報告 ……	7
主な議会活動 ……	8



全国町村会会長に荒木 泰臣 町長が3選

7月1日、全国町村会理事会において、任期満了に伴う会長の選挙が行なわれ、現職の荒木 泰臣 町長が再任されました。



上益城郡町村議会議長会会長に清崎 輝昭 議長が就任

5月14日、上益城郡町村議会議長会臨時会において、嘉島町議会清崎 輝昭 議長が会長に選出され、5月17日付で会長に就任されました。

令和3年 第2回
6月定例会
6月2日～4日

報告5件のほか、条例改正、補正予算など提案された14件全てを可決しました。また、議員提出議案や追加提案された議案2件及び同意案2件についても可決・同意しました。

報 告

- 令和2年度 嘉島町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
 - ・ 11億8,905万6千円を令和3年度に繰越して使用するもの
- 令和2年度 嘉島町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
 - ・ 2億6,216万1千円を令和3年度に繰越して使用するもの
- 令和2年度 嘉島町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
 - ・ 2億7,601万3千円を令和3年度に繰越して使用するもの
- 報告第4号 嘉島町国民保護計画の変更について
 - ・ 国の「国民の保護に関する基本指針」及び「熊本県国民保護計画」の変更に伴い本計画の一部を変更するもの
- 報告第5号 専決処分の報告について
 - ・ 公共工事請負契約（下水道管渠築造工事）の請負契約を変更するもの

議案審議 可決した案件

- 専決処分の報告並びに承認を求めることについて
令和3年度 嘉島町一般会計補正予算(第1号)
 - ・ 町議会議員補欠選挙に伴う費用を専決処分により補正するもの
- 専決処分の報告並びに承認を求めることについて
嘉島町税条例等の一部を改正する条例の制定について
 - ・ 地方税法の一部を改正する法律等が令和3年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部を専決により改正するもの
- 専決処分の報告並びに承認を求めることについて
令和3年度 嘉島町一般会計補正予算(第2号)
 - ・ 高齢者対象の新型コロナワクチン接種に係る費用を専決処分により補正するもの
補正額26,717千円
- 嘉島町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
 - ・ 固定資産の価格に係る不服審査の手續における利便性の向上をはかるため、本条例の一部を改正するもの。

- 嘉島町職員の定数条例の一部を改正する条例の制定について
 - ・住宅地整備による人口増加や県からの権限移譲等による事務量の増加に伴い、適正な定員管理を図るため本条例の一部を改正するもの。
- 天災その他特別の事情がある場合、その被害者に対する国民健康保険の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者の保険税の減額又は免除の対象期間を令和4年3月31日まで1年延長するもの
- 嘉島町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による保険料の減免の対象期間を令和4年3月31日まで1年延長するもの
- 嘉島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 嘉島町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 嘉島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 嘉島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
 - ・上記の4件は、国において、3年毎に介護サービスに係る基準の見直しが行われることに伴い、本条例の一部を改正するもの
- 嘉島町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
 - ・簡易水道が供用開始することに伴い、本条例の一部を改正するもの
- 令和3年度 嘉島町一般会計補正予算(第3号)
 - ・既定の歳入歳出予算の総額に1億2,141万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を75億5,675万3千円とするもの
- 令和3年度 嘉島町介護保険特別会計補正予算(第1号)
 - ・既定の歳入歳出予算の総額に21万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を8億7,448万3千円とするもの

議員提出議案 可決した案件

- 嘉島町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
 - ・「標準」町村議会会議規則の一部改正に伴い、欠席等の届出及び請願書の記載事項等に関する改正を行うため規則の一部を改正するもの

追加議案 可決した案件

- 嘉島町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
 - ・マイナンバーカードの発行主体が町から地方公共団体情報システム機構に変更となったことに伴い、この条項を廃止するもの
- 嘉島町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
 - ・新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金の支給が、令和3年6月30日から令和3年9月30日まで延長されたことに伴い、本条例の一部を改正するもの

同意案 同意した案件

- 固定資産評価審査委員会の委員の選任に付き同意を求めることについて
 - ・ 瀧上 昭六 氏の任期が令和3年6月11日をもって満了となるため、同氏の再任を求めるもの
(再任：上六嘉)
 - ・ 杉本 優 氏の任期が令和3年6月11日をもって満了となるため、同氏の再任を求めるもの
(再任：上島)



満田 和浩 議員

□ 学校における働き方改革の取組は

問 文部科学省が公表した公立学校教職員の人事行政状況調査によれば、精神疾患による病気休職者は3年続けて増加しており、わいせつ行為等により懲戒処分等を受けた者も依然として多い結果となっています。

原因として考えられる業務量の増加や複雑化、職場の人間関係、新型コロナウイルス感染症対策対応等の職務により、精神的な緊張や心身の過度な負担につながることも懸念されています。本町では、学校における働き方改革にどのように取り組んでいるのか。

答 また、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革についての方向性、具体的方策はあるのか。

(教育長)

教職員の長時間勤務が大きな問題となっており、平成29年12月に中央教育審議会において、「学校における働き方改革の総合的な方策について」の中間まとめがなされ、文部科学省から「学校における働き方改革

に関する緊急対策」が示されました。教育委員会では、平成29年9月からタイムカードによる勤務時間の適正管理を推進するとともに、申し出のあった教職員には医師による面接指導を実施しています。また、定時退勤日や学校閉庁日の設定などによる教職員の意識改革や学校行事や諸調査の精選、作品募集の集約など、業務内容の削減、及びICT活用による業務の効率化を図っています。

次に、働き方改革を踏まえた部活動改革についてです。小学校の部活動については、平成30年度から社会体育へ移行し、適切な運営がなされ、教職員の負担感も減少しています。一方、中学校の部活動については学習指導要領総則に明記されており学校教育の一環であり、特に、運動部活動の意義と留意点を十分に理解し、指導に当たることが求めています。

教職員の時間外在校等時間の状況
令和元年度（2019年度）の4月から3月までの1年間の状況は以下のとおりでした。
県立学校、市町村立学校ともに、月45時間を超えている教職員が4割弱、うち月80時間超が1割弱でした。また、県立学校では、年360時間を超えている教職員が5割を超えている状況にあります。

	月45時間以内	月45時間超	うち月80時間超	年360時間以内
県立高・中学校	56.7%	43.2%	11.4%	34.6%
県立特別支援学校	81.4%	18.6%	1.6%	72.0%
県立学校計	63.6%	36.4%	8.7%	45.6%
市町村立小学校	64.9%	35.1%	3.3%	—
市町村立中学校	51.7%	48.3%	13.8%	—
市町村立学校計	60.3%	39.6%	6.9%	—

* 上記の割合は時間外在校等時間の毎月の合計を、延べ人数で除して算出。休憩、自己研鑽等の校務外の時間を除くが、課外、模試、検定等の時間は含む。
* 県立学校の調査対象職員は、校長、副校長、教頭、事務長、主幹教諭、指導教諭、教諭、講師、養護教諭、事務職員などのすべての常勤の教職員。
* 市町村立学校の調査対象職員は校長、副校長、教頭、事務長、主幹教諭、指導教諭、教諭、講師、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、学校栄養職員、事務職員などすべての常勤の教職員。ただし、義務教育学校、特別支援学校及び熊本市立の学校は除く。
* 時間外在校等時間は教育職員における概念だが、上記表では、この考えによる事務職員等の時間も含めている。

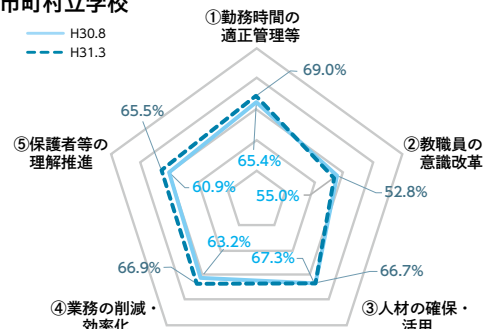
活動の方針」を改訂し、中学校において「学校の運動部活動に係る活動方針」が毎年度策定されています。その中で、練習日や練習時間の明確化、部活動休養日の設定。また、休日に引率できる部活動指導員の活用など、教職員の負担軽減を図っています。

今後とも、休日の運動部活動の段階的な地域移行やスポーツ活動を実施できる環境整備に努めてまいります。

働き方改革の取組状況

県立学校、市町村立学校における働き方改革の取組状況は以下のとおりです。
平成30年の調査よりも平成31年の調査では概ね取組みが進んでいますが、県立学校では、①勤務時間の適正管理等、市町村立学校では②教職員の意識改革など取り組んでいる割合が低い項目も見られます。

市町村立学校



※資料（熊本県の公立学校における働き方改革プランより）



園田 義宣 議員

□ 新型コロナウイルス感染者への
誹謗中傷を無くす取組みは

問 新型コロナウイルス感染者の発生状況は、毎日、新聞等で報道されています。各自自治体のホームページには、感染者のプライバシーや人権に格段の配慮をするように求めています。誹謗や誹謗中傷する張り紙などの話を耳にします。新型コロナウイルス感染症に対する正しい知識を持っていないとか、終息しないことを誰かのせいにしたくないなどが原因ではないかと考えられます。住みよいまちづくりを推進させるためにも、新型コロナウイルス感染者の人権を守る宣言やそれぞれの地域での啓発活動に取組む必要があるのではないかと。

答 (福祉課長)

現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、感染への不安や恐れから、感染した方やその家族等に対する心無い差別やいじめといった事案が県内においても報告されており、こうした誹謗中傷は、感染への過剰な不安から生じることが多いため、これを防止するには、国や県・町が発信する正確な情報に基づいて現状を正しく理解すること、さらには、不安を感じたら一度立ち

止まって自分自身を見つめ直し、相手の立場に立って考えてみることも重要であると思います。

嘉島町では、ホームページや広報などにより、こうした差別やいじめの防止に向けた啓発を行うと共に保健師や社会福祉士などによる「総合相談窓口」を設置し、差別的な扱いをされた方への支援に力を注いでいます。現在に至るまで、このような事案の報告はありません。

「With コロナ」とも言われる中で、新しい生活様式の定着を図りつつ、人権啓発を進めていくためには、引き続き町民の皆様のご理解とご協力が欠かせません。新型コロナウイルススワクチン接種も始まりましたが、感染予防にも充分配慮しながら啓発活動に取り組んでいく必要があります。

また、6月の広報誌におきまして「新型コロナウイルス感染症に関する人権上の配慮について」というチラシを折り込んでおります。今後におきまして、ホームページや広報などを有効活用した啓発活動を行い、町民の心のケアに重点をおいた福祉事業を推進して参ります。



春日 堅一 議員

□ 新たな幹線道路（都市高速）の整備実現に向けた取組は

問 第6次嘉島町総合計画が策定され、これからのまちづくりの基本理念や目指す将来像と、それを実現するための中長期的な方針が示されました。

前期基本計画の都市基盤の整備において、安全で快適な道路の計画的な整備と公共交通体系の整備を進める中で、嘉島ジャンクションと熊本市中心部を結ぶ新たな幹線道路（都市高速）の整備とあるが、実現に向けた今後の取組は。

答 (町長)

本町では、令和3年3月に令和12年度までの10年間を計画期間とする第6次嘉島町総合計画を策定し、活力とつるおいに満ちた田園文化都市―住んで良かった！水の郷 嘉島―を基本理念に掲げ、現実的に実現可能なものや目標とするものに加え、将来、夢を実現するための取組を計画しました。

「新たな幹線道路の整備実現に向けた取組」では、熊本都市道路ネットワーク検討会で示された九州縦貫自動車道と熊本市中心部を結ぶ幹線

道路について、九州の横軸である九州中央自動車道の既に開通している嘉島ジャンクションから山都中島西インターチェンジ区間に加え、矢部インターチェンジ（仮称）までの区間が令和5年度に開通見込みであり、将来的には宮崎県延岡市まで延伸されることなどを踏まえ、嘉島ジャンクションから熊本市中心部を結ぶことで、熊本市圏さらには九州全体の道路ネットワーク強化の観点からも、大きな期待が出来ます。

また、本町においても道路交通の課題解消や地域経済の活性化に寄与し、住んで良かったと実感できるまちづくりにつながると考えられます。幹線道路の整備にあたっては、県や九州レベルなど広域的な議論が必要であり、多くの検討課題もありませんが、将来の町発展の礎として、九州縦貫自動車道の嘉島ジャンクションと熊本市中心部を結ぶ新たな幹線道路の計画を策定されるよう、関係機関に対して強力に要請してまいります。



鍋田 平 議員

□ 嘉島西小学校体育館の雨漏り対策は
□ 住宅等の耐震化の進捗状況は
□ 総合運動公園芝生広場における熱中症対策は

問 嘉島西小学校体育館の雨漏り対策について、以前、一般質問を行い応急的な修理が出来るものについては早急に対応し、専門業者の確保が厳しい状況にあり、時間を要する場合も考えられるので、出来るだけ早く対処できるよう取組んでいくと回答を得たが、現在も雨漏りをしている状況である。

体育館は指定緊急避難場所にもなっており、早急に雨漏り対策が必要ではないか。

答 (学校教育課長)

嘉島西小学校体育館においては、雨漏りが発生する状況にあります。今回の定例会に、西小体育館の屋根改修工事費関連予算として、516万4千3百円の予算を計上し、ご承認頂き次第、出来るだけ早急に着手、完了できるように取り組んで参りたいと考えております。

問 熊本地震において、多くの木造住宅が倒壊するなどの被害が発生しました。

現在、耐震診断・耐震改修・ブ

ック塀等の撤去費用等の一部を補助されていますが、今後、布田川・日奈久断層帯による被害を想定して対策を実施していく必要があります。住宅等の耐震化の進捗状況は。

答 (建設課長)

現在、地震を想定した人的及び物的被害を軽減する取り組みは

- 1 住宅等の耐震化促進
- 2 ブロック塀等の撤去に要する費用の一部補助
- 3 公共構造物の耐震化

の3項目が該当します。住宅等の耐震化促進については、ソフト面の耐震診断補助とハード面の耐震改修等補助の2本柱となっています。

ソフト面の耐震診断補助とは、現在、お住まいとして利用されている戸建て木造住宅で、かつ建築基準法による耐震基準が見直された昭和56年5月31日以前に着工されたものなどが対象となります。対象物件はこの補助を活用して倒壊の危険性の度合いなどを診断します。令和3年度

の募集戸数は10戸程度としており、個人が要する費用負担は1戸につき5500円です。なお、昨年度までの実績としましては、8件、総額68万8千円の補助金交付を行っています。ハード面の耐震改修等補助とは、

耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された家屋が対象となり、それらの耐震改修設計、耐震改修工事及び建替え工事などに補助を行います。なお、耐震改修設計の補助額上限は20万円。耐震改修工事の補助額上限は80万円。建替え工事の補助額上限は60万円、各々2から3戸程度の募集枠を確保しています。昨年度までの実績総数は、23件、総額1033万円の補助金交付を行っています。

また、ブロック塀等の撤去に関しては、倒壊による人身事故防止及び避難経路の確保を目的として費用の一部を補助します。補助額上限は20万円で、10件程度の予算枠を確保しています。昨年度までの実績としましては、9件、総額1537万7千円の補助金交付を行っています。

これらは、国、県及び町からの補助金であり、申請件数や額の上限など、それぞれにおいて要件が定められておりますので、詳しい内容につきましては担当窓口の建設課へご確認頂きたいと思っております。

公共構造物の耐震化においては、設計段階から地震による影響を想定した計画を練ることとしており、

上・下水道などの地下埋設物は管の破損や液化化による脱落が生じない様に資材や工法を精査して対策を図っています。今後、県など関係機関と連携し、町民の皆様にも広く周知を行って参りたいと思っております。

問

総合運動公園芝生広場には、大型遊具等もあり町内外からたくさん家族連れで賑わっていますが、暑い日の芝生広場は日陰が少なく、利用者が熱中症にならないか心配です。

近年、異常気象が増え続けています。熱中症対策として、東屋等を設置してはどうか。

答 (社会教育課長)

芝生広場は、無料施設として開放し町内外からご利用いただいている状況です。

このような中、近年、梅雨明け後におきましては、猛暑日が続いております。

東屋につきましては、現在1基設置をしております。大型遊具周辺には、パーゴラ設置や植栽を行っております。

東屋をもつ1基設置するためには多額の費用を要することもあり、設置につきましては厳しい状況です。

町としましては、公園内に看板の設置や家庭用テントの持込み、また申請やご利用の機会を通じて、十分な水分補給と熱中症対策にご協力いただくと、注意喚起に努めて参りたいと考えます。



森田 義雄 議員

□「マイ・タイムライン」事前防災
行動計画」の作成推進は
□庁舎の耐震対策等は

問

地震と違い、前もって準備が出来る台風の襲来や洪水による堤防の決壊・土砂崩れなど、最悪の事態に備え、行政が住民の避難を何日前から求めるかを時系列で示す「タイムライン」とは別に、「いつ」「何を」等、住民一人ひとりが取るべき行動をまとめた個人・家庭版の「マイ・タイムライン」を作成することで、各自が避難に必要な情報や判断行動を把握し、「自分の逃げ方」を見つけておくことで、逃げ遅れ防止、或いは食料・防災用品の準備など、事前になすべき行動や計画的な避難を促し、自らの命を守る意識を高めてもらうため、「マイ・タイムライン」の作成を推進する計画はないか。

答

(総務課長)

「マイ・タイムライン」は、大雨や台風などの自然災害に備えて、「いつ」「誰が」「何を」するのかといった避難行動の時系列に沿って、まとめておく自分自身の行動計画です。

6月中旬に「ガイドブック(概要版)」及び「マイタイムラインシ-

ト」を全家庭に配布し、いざという時あわてないため「マイ・タイムライン」を作成していただくようお願いする予定です。

作成を進めると、自分が避難を開始する状況やタイミングである「避難スイッチ」がはっきりします。

「マイ・タイムライン」は、自分や身近な人の命を守ることに繋がります。ぜひ作成し、ご活用いただきませうようお願いいたします。

また、その作成した「マイ・タイムライン」を活用して自主防災組織の避難訓練等を行うようなことも検討しています。

問

政府の地震調査委員会がまとめた「全国地震動予測2020版」によると、「今後30年以内に震度6弱以上」の地震が起こる確率が、県内の庁舎所在地で最も確率が高かったのは、嘉島町で37・6%でした。

熊本地震時は非常用電源等により電算システム等も平常通り稼働し、町民の方への支障はなかったと記憶

答

(総務課長)

していますが、熊本地震後に耐震対策等はされているのか。

現在の役場庁舎は、鉄筋コンクリート造3階建て平成9年10月に完成し、今年で築24年となりますが、昭和56年6月施行の新耐震基準(建築基準法)を満たしています。

熊本地震時には、大きな被害もなく、優れた耐震性を有していることも実感できました。

地震後、耐震強度の調査・補強等は行っておりませんが、正面エントランス上部の改修補強の際、施工者による点検等は実施しました。

今年度、庁舎の長寿命化を図るため、外部改修・防水工事等を計画しており、工事施工時において補強すべきところがあれば、併せて対応するよう予定しています。

非常用電源の稼働時間については自家発電機75kVA、燃料タンク500Lを有することで24時間の連続運転が可能であり、長期間にわたる場合であっても、燃料の補給や外付け発電機の接続等に対応できることから現庁舎においては、災害時における防災拠点として十分に機能継続ができると考えます。

益城、嘉島、西原環境衛生施設組合 (鍋田組合議長・園田議員)

議会報告 令和3年第1回臨時会(令和3年5月7日開催)

組合議長に鍋田平氏(嘉島町議会議員)が就任されました。

上益城消防組合 (境野議員・川野議員)

議会報告 令和3年第1回臨時会(令和3年6月1日開催)

3議案が提案され、原案のとおり可決しました。

- ・財産の取得(高規格緊急自動車)について
- ・財産の取得(消防ポンプ自動車CD-I型)について
- ・上益城消防組合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

みなさんからの写真を募集しています

議会事務局に写真を持参いただくか、メールの場合は、写真を添付し氏名、コメントを入力のうえ gikai@town.kashima.kumamoto.jpまで送信してください。

初優勝!! 第57回全国社会人サッカー選手権大会熊本県予選

6月13日(日)に行われた上記大会にて、嘉島サッカークラブが熊本県代表として、7月31日(土)、8月1日(日)宮崎県で行われる九州大会に出場します。



戦績 決勝 VS イロンドル熊本 [2-0]

※嘉島サッカークラブは、嘉島中学校OBを中心に50年を超える歴史を誇る地域クラブです。県内でもアマチュアトップのチーム力で、近年は県リーグ1部で優勝を果たすなど、優秀な成績を残しています。

主な議会活動 (令和3年4月から令和3年6月まで)

月日	項目	場所等
4月6日	広報特別委員会(第38号編集会議)	議員控室
4月6日	加勢川改修促進期成会会計監査(議長)	正副議長室
4月20日	例月現金出納検査(春日議選監査委員)	監査委員室
5月7日	令和3年第1回益城、嘉島、西原環境衛生施設組合議会臨時会(鍋田・園田)	組合会議室
5月14日	上益城郡町村議会議長会臨時会	益城町役場
5月16日	緑川水防演習(議長)	御船川河川敷
5月17日	例月現金出納検査(春日議選監査委員)	監査委員室

月日	項目	場所等
5月24日	議会運営委員会	役場庁議室
6月1日	令和3年第1回上益城消防組合議会臨時会(境野・川野)	組合議場
6月2日~4日	令和3年第2回嘉島町議会定例会 全員協議会	議場 議員控室
6月15日	広報特別委員会(第39号編集会議)	議員控室
6月18日	例月現金出納検査(春日議選監査委員)	監査委員室
6月25日	松前重義記念館運営委員会(議長)	役場会議室
6月29日	広報特別委員会(第39号編集会議)	議員控室

※次の議会は、9月に開催予定です。

議会の傍聴は議会当日に手続きすれば、どなたでも傍聴できます。お問い合わせは、議会事務局まで。(237-1111)

編集後記

6月定例会では、新型コロナウイルス接種事業等の補正予算を可決しました。

本町においても、高齢者を対象とした集団接種が順調に進んでおり、秋には、接種完了の予定です。

気を抜かず3密(密閉、密集、密接)を引き続きお願いします。

皆さんの笑顔が早く戻ってくることを七夕(短冊)にお願いしたいと思います。

暑い日が、まだまだ続きますが、熱中症にも気を付けながら乗り切っていきましょう。

(境野)

発行責任者

議長 清崎輝昭

委員長 川野伸一

副委員長 園田義宣

委員 森田義雄

委員 境野隆文

委員 増岡隆文

委員 満田和浩